

## ひめぎん U25 口座+利用規定

ひめぎん U25 口座+利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社愛媛銀行（以下、「当行」といいます）が別途定める条件を満たす利用者に対して適用するひめぎん U25 口座+（以下、「本サービス」といいます）の内容と、その利用に関する当行および利用者間の権利義務関係等を定めたものです。利用者は本サービスを利用する場合には、本規定の各条項を認識し了承したものとし、当行が利用者に対して本サービスを提供するにあたっては、当行と利用者との間に本規定が適用されるものとしします。

### 第1条 対象者

次のいずれの要件も満たす者

1. 当行 HandyBank 支店普通預金口座をお持ちの個人（個人事業主を含む。）の方
2. 満 15 歳以上満 25 歳以下の方

### 第2条 入会金・年会費

本サービスの入会金・年会費は無料とします。

### 第3条 サービスの利用

本サービスを利用するためには、当行 HandyBank 支店の普通預金口座開設が必要となります。HandyBank 支店の普通預金口座開設については、別途定める規定にて取扱います。

HandyBank 支店普通預金口座開設をもって、本サービスへ自動入会となります。

### 第4条 優遇特典

優遇特典は、ホームページ掲載等により周知します。

### 第5条 権利の譲渡・質入れの禁止

利用者は、本サービスに基づく利用資格およびこれに関連する権利を、第三者に譲渡、貸与、質入れその他の処分をすることはできません。

### 第6条 サービスの終了

1. 対象年齢でなくなったとき
2. 対象口座が解約された時点で本サービスは終了するものとしします。
3. 当行は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、利用者には通知することなく、本サービスの提供を終了し、利用資格を取り消すことができるものとしします。
  - (1) 利用者が本規定に違反した場合



- (2) 利用者が虚偽の情報を申告したことが判明した場合
  - (3) 利用者が当行の信用・業務に重大な支障を及ぼす行為を行った場合
  - (4) その他相当の事由があり本サービスの提供が不相当と当行が判断した場合
4. 前項に基づくサービス終了により利用者に損害が生じた場合でも、当行は一切の責任を負いません。

#### 第7条 サービスの変更・中止等

1. 当行の都合、金融情勢等の状況の変化等により、事前の通知なく本サービスのサービス内容および優遇特典等を変更・終了する場合があります。この場合、当行はホームページ記載等により公表し、個別の通知は行いません。
2. 前項の変更や中止は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 利用者が当行所定の規定・規約等を履行されない場合や、その他相当の事由があると当行が判断した場合には、利用者に通知することなく、サービス内容を変更・中止する場合があります。

#### 第8条 免責事項

以下の理由により、事前に告知なく本サービスの提供が停止、遅滞等が発生する場合があります。これによって生じた利用者等の不利益その他いかなる損害についても、当行は一切責任を負いません。

1. 天災、災害によるシステムの故障
2. 裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
3. その他当行が必要とした場合

#### 第9条 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

1. 利用者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 当行は、利用者が反社会的勢力に該当すると判断した場合、何らかの通知・催告を要することなく、利用資格を取り消し、本サービスの提供を終了することができるものとします。
3. 前項に基づき本サービスの提供を終了した場合、当行はその理由を開示する義務を負わず、利用者はこれに異議を唱えないものとし、利用者に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求を行わないものとします。また、当行に損害が生じた場合、利用者が一切の責任を負うものとします。

#### 第10条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定をはじめとする各種規定により取扱います。

#### 第11条 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢等の状況の変化その他相当の事由があると思われる場合には、民法第548条の4の規定に基づき当行が変更できるものとします。

変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を原則として当行ホームページに掲載することにより、周知します。また、変更については公表の際に定める相当な期間を経過した日から実施するものとします。変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって損害が生じたとしても、当行の故意または過失に基づく場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第12条 準拠法と管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関わる訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2025年9月1日現在)